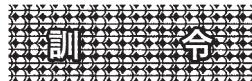


- 4 施行地区
飯田市嶋の一部
- 5 事務所の所在地
飯田市桐林505番地 飯田市役所竜丘支所内
- 6 施行認可の年月日
平成17年8月23日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
事務所の掲示場に掲示する

都市計画課



長野県訓令第2号

地方事務所
林務部

県営林の管理等に関する規程（昭和49年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

第2条第11号中「営林指導課長」を「森林づくり推進課長」に改める。

林業振興課

正 誤

平成19年7月12日付け長野県告示第370号「水防法に基づく洪水予報を行う河川の指定」中

ページ	行(箇所)	誤	正
9	18	平成18年7月12日	平成19年7月12日

河川課

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり業務の停止を命じました。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 被処分者
(1) 商号
日本電話電気長野株式会社
(2) 代表者氏名
代表取締役 小出英二
(3) 主たる事務所の所在地
長野市川中島町御厨字兒子石857番地3
(4) 免許証番号
長野県知事(1)5006号
(5) 免許年月日
平成19年1月11日
- 2 処分年月日
平成20年3月26日
- 3 処分内容
業務の全部の停止15日間（平成20年4月9日から平成20年4月23日まで）
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第15条第3項並びに第34条の2第1項及び第35条第1項

建築管理課